

使用開始日：2010.09.11

りそな・バリュー&グロース

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・バリュー&グロースの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年9月10日に関東財務局長に提出しており、平成22年9月11日にその効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号)に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資家(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、ファンドの信託財産は、委託会社により保管されますが、信託法によって委託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ファンドの商品分類および属性区分

| 商品分類 | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|---------------|--------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型投信 | 国内 | 株式 | 株式 一般 | 年1回 | 日本 |

商品分類および属性区分の定義については、(社)投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2010年6月末現在)

運用純資産総額：1兆6,327億円(2010年6月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

- 1 わが国の株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から銘柄を選定します。
- 2 定量的スクリーニングに加え、経営力、技術力、ビジネスモデル、市場シェア等様々な観点から定性的な分析を行い、組入銘柄を厳選します。
- 3 バリュー銘柄、グロース銘柄の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します。

(参考)

「バリュー(割安)株投資」は

収益力、財務内容等からみて、現在の株価が割安と判断される銘柄を中心に選定します。

「グロース(成長)株投資」は

開発力、競争力、経営力等を有し、成長性が高いと判断される銘柄を中心に選定します。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

■ ファンドの仕組み ■



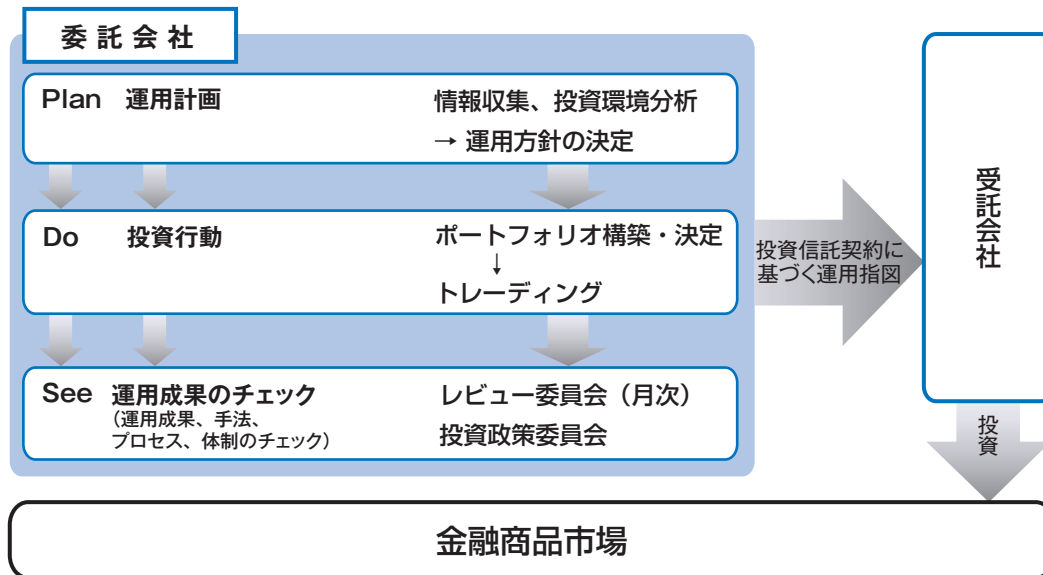
■ ファンドの運用体制 ■

◆ 投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

◆ 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



■ 主な投資制限 ■

◆ 約款に基づく投資制限

- ・ 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ・ 取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ・ 信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ・ 信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

■ 分配方針 ■

◆ 毎決算時(毎年6月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

● 分配対象額

配当等収益および売買益等の合計額から経費を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

● 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

● 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益(留保益)の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金※とは異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

■ 基準価額の主な変動要因 ■

● 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

● 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し（ゼロになる場合もあります。）、ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。

● 流動性リスク

短期間で大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

● 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

● 為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、投資先通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生じることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

● ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

● 解約の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

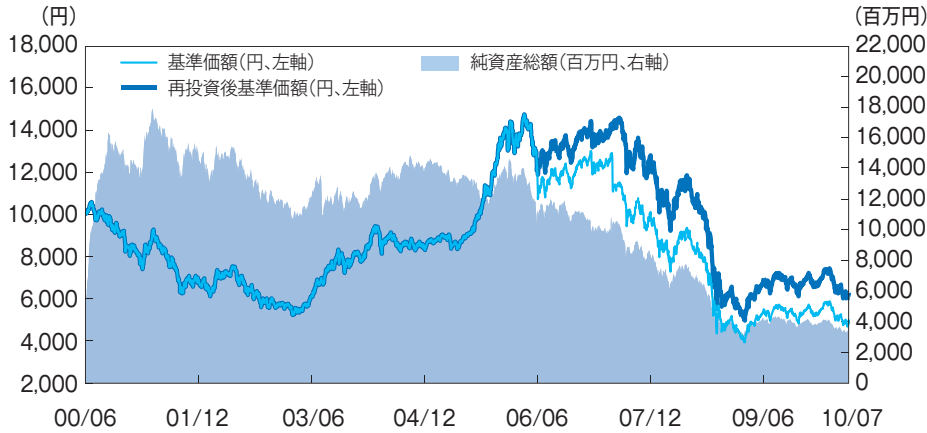
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

3.運用実績

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2010年7月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 ■



※基準価額は信託報酬控除後です。

※再投資後基準価額は信託報酬控除後、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

| | |
|-------|-----------|
| 基準価額 | 4,821 円 |
| 純資産総額 | 3,360 百万円 |

■ 分配の推移 ■

直近 5 期分を表示

| 決算日 | 分配金(円) |
|---------------|--------|
| 6期(06年6月12日) | 1,200 |
| 7期(07年6月11日) | 1,600 |
| 8期(08年6月11日) | 0 |
| 9期(09年6月11日) | 0 |
| 10期(10年6月11日) | 0 |
| 設定来累計 | 2,800 |

※1 万口当たり税引前

■ 騰落率 ■

| | 1 カ月 | 3 カ月 | 6 カ月 | 1 年 | 3 年 | 設定来 |
|------|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| ファンド | 0.54 | -16.30 | -8.97 | -12.74 | -55.91 | -38.83 |

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

| 資産 | 純資産比(%) |
|------|---------|
| 国内株式 | 96.12 |
| 現金・他 | 3.88 |

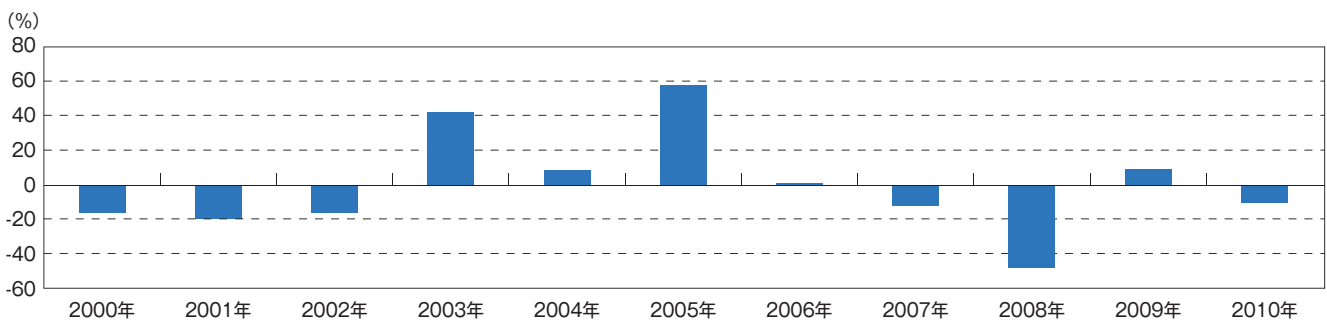
■ 組入上位10銘柄 ■

| | 銘柄名 | 業種 | 純資産比(%) |
|----|-------------------|--------|---------|
| 1 | 日本電産 | 電気機器 | 4.44 |
| 2 | 東芝 | 電気機器 | 4.16 |
| 3 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 3.84 |
| 4 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 3.74 |
| 5 | 東日本旅客鉄道 | 陸運業 | 3.71 |
| 6 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 3.63 |
| 7 | 東京電力 | 電気・ガス業 | 3.61 |
| 8 | SMC | 機械 | 3.20 |
| 9 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 3.06 |
| 10 | 富士重工業 | 輸送用機器 | 3.05 |

■ 組入上位10業種 ■

| | 業種 | 純資産比(%) |
|----|--------|---------|
| 1 | 電気機器 | 21.47 |
| 2 | 輸送用機器 | 13.10 |
| 3 | 銀行業 | 10.52 |
| 4 | 化学 | 7.09 |
| 5 | 小売業 | 6.00 |
| 6 | 情報・通信業 | 5.81 |
| 7 | 卸売業 | 5.03 |
| 8 | 機械 | 4.78 |
| 9 | 陸運業 | 3.71 |
| 10 | 電気・ガス業 | 3.61 |

年間収益率の推移



※2000年は設定日(6月16日)から年末までの騰落率、2010年は年初から7月30日までの騰落率を表示。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、別途月次運用レポートの開示をしており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

4. 手続・手数料等

お申込メモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | お申込みの販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額とします。 |
| 換金代金 | 換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目以降にお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 |
| 購入の申込期間 | 平成22年9月11日から平成23年9月13日までとします。 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 換金の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。詳しくは「2.投資リスク」をご覧ください。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限とします。(設定日：平成12年6月16日) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の残存口数が20億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 年1回決算、原則毎年6月11日です。 当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。 |
| 収益分配 | 年1回。原則として決算時に基準価額、市況動向水準等を勘案して分配を行う方針です。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円です。 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年6月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ知られている受益者に販売会社よりお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。 |

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 販売会社が独自に定める料率とします。本書作成日現在、購入時手数料率は、3.15%（税抜き3.00%）が上限となっています。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 |

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.575%（税抜き1.500%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>(信託報酬の配分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.735% (税抜き0.70%)</td> <td>0.735% (税抜き0.70%)</td> <td>0.105% (税抜き0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支払方法)</p> <p>最初の6カ月および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社の純資産総額に応じて支払います。</p> | | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.735% (税抜き0.70%) | 0.735% (税抜き0.70%) | 0.105% (税抜き0.10%) |
|----------------------|---|----------------------|------|------|------|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | |
| 0.735% (税抜き0.70%) | 0.735% (税抜き0.70%) | 0.105% (税抜き0.10%) | | | | | | | |
| その他費用・手数料 | <p>信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問、税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | |

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

◆上記は、平成22年3月末時点のもので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント